

# 青森県「米トレマスター」登録及び「米トレマスターのいる店」公表の実施要領

平成23年 8月 31日 制 定

## （目的）

第1 県が実施する「青森県米トレマスター養成研修」の受講者を「米トレマスター」として登録し、米トレマスターがいる米穀等の提供・販売施設等を地域における模範的な飲食店等施設「米トレマスターのいるお店」として公表することで事業者の適正な取組を促進し、消費者の信頼確保に資する。

## （定義）

第2 米トレマスターとは、県が実施する「青森県米トレマスター養成研修」を受講し、修了証の交付を受けた者をいう。

第3 米トレマスターのいるお店とは、米トレマスターが営業又は勤務し米トレナビリティ法に基づいた適正な取組を行う飲食店等の事業施設をいう。

## （登録）

第4 県は、研修修了者を米トレマスターとして登録することとし、別紙1「米トレマスター登録通知書」と「米トレマスターのいるお店ミニフラッグ」を送付する。

第5 米トレマスターの登録期間は、「米トレマスター登録通知書」の交付日から、その年度の3月31日までとする。

ただし、米トレマスターとしての登録の抹消の申し出がない限り、次年度以降も登録を継続する。

第6 米トレマスターとしての登録の抹消を希望する者又は米トレマスターとしてふさわしくない行為を行った者は、県において登録を抹消する。

## （公表）

第7 米トレマスターのいるお店の公表は、次のとおり行う。

(1) 県は、県ホームページにおいて米トレマスターのいるお店を掲載する。

(2) 掲載する内容は、事業施設の名称及び所在地、事業者区分とする。

(3) 米トレマスターのいるお店の掲載期間は、県ホームページへの掲載日から、その年度の3月31日までとする。

ただし、米トレマスターのいるお店の掲載から削除の申し出がない限り、次年度以降も掲載を継続する。

第8 米トレマスターのいるお店の掲載から削除を希望する事業所又は米トレマスターのいるお店としてふさわしくない行為を行った事業所は、県において掲載から削除する。

## （その他）

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成23年8月31日から施行する。